

外務大臣 林 芳正 様

要 請 書

廿日市市・三次市・安芸太田町・北広島町

(広 島 県)

広島県における米軍機による低空飛行訓練等の中止の要請

広島県では、米海軍岩国基地を飛び立った米軍機が県西部及び北部を通過する際の航空機騒音（70db以上）の発生回数が高止まりしており、加えて、米軍訓練空域（エリア567）にかかる低空飛行訓練についても、地域行事などへの一定の配慮は感じるものの、行事がない時期・時間帯においては、低空飛行訓練が頻繁に行われている状況が続いています。

このことは、国において廿日市市に2基、北広島町に2基、安芸太田町に1基設置された騒音測定器や自治体独自に設置した測定器の結果からも明らかであり、上空を飛行する機体から出る爆音により、地域行事のアナウンスやテレビの音、また、住民同士の会話が遮られるなど、生活環境が脅かされている実態があります。

特に、小・中学校や保育施設をはじめ、介護施設や医療施設などの上空を飛行した際には、乳幼児、高齢者、病気療養中の者からは、突然聞こえてくる爆音により、極度のストレスや怯え、不安を訴える声が後を絶ちません。

また、岩国基地に近接する広島県西部の世界文化遺産である嚴島神社等の文化的行事へも多大な影響を及ぼしており、持続可能な開発目標（SDGs）におけるターゲット11.4に示されている「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」に反するものと考えます。

さらに、岩国飛行場使用時間外の時間帯における米軍機と思われる機体の目撃（騒音）情報も寄せられるなど、瀬戸内海沿岸部のみならず、中山間地域などにおいても、住民への精神的負担が増している状況であります。

国におかれましては、地域住民への負担が生じている現状を十分に御認識いただき、住民の不安解消と安全確保を図るためにも、速やかに次の措置を講じていただきますよう強く要請いたします。

1 米軍関係当局への要請行動

米軍機の爆音による不安や墜落事故等の不安を増大させ、平穏な生活を乱す低空飛行訓練の中止、70db 以上の騒音が発生しない飛行高度の可能な限りの確保などについて、米軍関係当局に対し強く要請すること。

2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 米軍機飛行ルート上に位置する三次市には、騒音測定器が設置されていないことから、国において騒音測定器を設置すること。また、廿日市市及び北広島町が設置している騒音測定器について、国設置への切り替えを進めること。

なお、切り替えが完了するまでの間は、地方自治体が設置する騒音測定器等について、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在、国において 1 市 2 町に設置している計 5 基の騒音測定器から得られる客観的なデータをもって飛行訓練等の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組を示すこと。また、国が設置している騒音測定器について、騒音被害の状況を関係自治体が照会した場合は、速やかに情報提供を行うこと。

(3) 飛行訓練等の実態について、米国側において正確に認識されるよう、住民からの苦情件数や内容、騒音のデータを具体的に伝えること。

3 米軍が行う訓練等についての適切な情報提供等

米国側との事前調整の実態を明らかにし、米軍訓練空域における訓練の予定日時、内容及び飛行ルート、また、岩国基地で行う訓練や船舶の入港を伴う訓練などについて、迅速かつ適切に情報を提供すること。

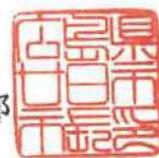
4 空母艦載機移駐後の騒音等の影響分析及び結果の公表

国において空母艦載機の移駐に係る航空機騒音の予測センターが公表されているものの、70Wのラインの範囲が拡大し、その一部が宮島へかかっている状況であると思慮されることから、現状における騒音実態と照らし合わせたセンターを示すとともに、宮島における騒音被害軽減に向けた飛行ルートの見直し等を米軍関係当局に対し強く要請すること。

令和5年2月8日

広島県廿日市市長

松本 太郎



広島県三次市長

福岡 誠志



広島県安芸太田町長

橋本 博明



広島県北広島町長

箕野 博司



防衛大臣 浜田 靖一 様

要 請 書

廿日市市・三次市・安芸太田町・北広島町

(広 島 県)

広島県における米軍機による低空飛行訓練等の中止の要請

広島県では、米海軍岩国基地を飛び立った米軍機が県西部及び北部を通過する際の航空機騒音（70db以上）の発生回数が高止まりしており、加えて、米軍訓練空域（エリア567）にかかる低空飛行訓練についても、地域行事などへの一定の配慮は感じるものの、行事がない時期・時間帯においては、低空飛行訓練が頻繁に行われている状況が続いています。

このことは、国において廿日市市に2基、北広島町に2基、安芸太田町に1基設置された騒音測定器や自治体独自に設置した測定器の結果からも明らかであり、上空を飛行する機体から出る爆音により、地域行事のアナウンスやテレビの音、また、住民同士の会話が遮られるなど、生活環境が脅かされている実態があります。

特に、小・中学校や保育施設をはじめ、介護施設や医療施設などの上空を飛行した際には、乳幼児、高齢者、病気療養中の者からは、突然聞こえてくる爆音により、極度のストレスや怯え、不安を訴える声が後を絶ちません。

また、岩国基地に近接する広島県西部の世界文化遺産である嚴島神社等の文化的行事へも多大な影響を及ぼしており、持続可能な開発目標（SDGs）におけるターゲット11.4に示されている「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」に反するものと考えます。

さらに、岩国飛行場使用時間外の時間帯における米軍機と思われる機体の目撃（騒音）情報も寄せられるなど、瀬戸内海沿岸部のみならず、中山間地域などにおいても、住民への精神的負担が増している状況であります。

国におかれましては、地域住民への負担が生じている現状を十分に御認識いただき、住民の不安解消と安全確保を図るためにも、速やかに次の措置を講じていただきますよう強く要請いたします。

1 米軍関係当局への要請行動

米軍機の爆音による不安や墜落事故等の不安を増大させ、平穏な生活を乱す低空飛行訓練の中止、70db 以上の騒音が発生しない飛行高度の可能な限りの確保などについて、米軍関係当局に対し強く要請すること。

2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 米軍機飛行ルート上に位置する三次市には、騒音測定器が設置されていないことから、国において騒音測定器を設置すること。また、廿日市市及び北広島町が設置している騒音測定器について、国設置への切り替えを進めること。

なお、切り替えが完了するまでの間は、地方自治体が設置する騒音測定器等について、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在、国において 1 市 2 町に設置している計 5 基の騒音測定器から得られる客観的なデータをもって飛行訓練等の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組を示すこと。また、国が設置している騒音測定器について、騒音被害の状況を関係自治体が照会した場合は、速やかに情報提供を行うこと。

(3) 飛行訓練等の実態について、米国側において正確に認識されるよう、住民からの苦情件数や内容、騒音のデータを具体的に伝えること。

3 米軍が行う訓練等についての適切な情報提供等

米国側との事前調整の実態を明らかにし、米軍訓練空域における訓練の予定日時、内容及び飛行ルート、また、岩国基地で行う訓練や船舶の入港を伴う訓練などについて、迅速かつ適切に情報を提供すること。

4 空母艦載機移駐後の騒音等の影響分析及び結果の公表

国において空母艦載機の移駐に係る航空機騒音の予測センターが公表されているものの、70Wのラインの範囲が拡大し、その一部が宮島へかかっている状況であると思慮されることから、現状における騒音実態と照らし合わせたセンターを示すとともに、宮島における騒音被害軽減に向けた飛行ルートの見直し等を米軍関係当局に対し強く要請すること。

令和5年2月8日

広島県廿日市市長 松本 太郎



広島県三次市長 福岡 誠志



広島県安芸太田町長 橋本 博明



広島県北広島町長 箕野 博司

